

目標3

命と未来を守る安全・安心な自転車ライフの推進

<目指す姿>

- 社会全体に自転車の交通ルールが浸透し、自動車や新たなモビリティと共存しながら、自転車の安全な道路利用が図られており、自転車の交通事故がない安全・安心な社会が形成されている。
- 自転車損害賠償責任保険の加入やヘルメットの着用が浸透しており、自転車の安全かつ適正な利用が行われている。

1 交通ルールやマナーを守ろう

自転車は道路交通法上、「軽車両」として車両の一部に位置づけられており、道路を走行するときは道路交通法を遵守して安全に通行する必要があります。

自転車利用者の交通違反や交通マナーの悪さを指摘する声は年々厳しくなり、自転車利用の交通ルール遵守の徹底が求められた結果、令和6年5月24日に改正道路交通法が公布され、公布日から2年以内に自転車の運転者（16歳未満の者を除く）が行った一定の違反行為について交通反則通告制度（青切符）が適用されることとなりました。

道路利用者全体の自転車の交通ルールへの理解を深め、自転車安全利用の意識向上を図るとともに、交通安全教育の更なる推進等により、自転車の関連する事故発生件数を減らすとともに、死亡事故発生件数0を目指します。

1-(1)自転車の交通ルールの普及啓発

歩道の無秩序な走行や、一時停止を守らない運転等、交通ルールを無視した走行によって、自転車の交通違反に起因する交通事故が発生しています。

一人ひとりが交通ルールを理解し、ルールに則った行動がとれるよう、交通ルールの根拠や交通ルールを守らないことで起こり得る事故の危険性等をデータで示しながら、「自転車安全利用五則」をはじめとした自転車の交通ルールの周知と遵守の呼びかけ、自転車利用者に対する指導の推進や取締りの強化により、自転車安全利用の意識向上を図ります。（資料37）

自転車は、私たちの生活を便利で豊かにしてくれる身近な乗り物です。その一方で、自転車は車両であり、法律違反をして事故を起こした場合、自転車利用者は刑事上の責任が問われることがあります。

歩行者や自動車ドライバーも自転車の交通ルールの理解を深め、お互いの安全に気を配りながら通行しましょう。

主な取組

- ①全ての年齢層に対して、自転車事故の特徴（交差点内での出会い頭事故等）を踏まえた自転車安全教育を推進し、「自転車安全利用五則」をはじめとした基本的な交通ルールの理解促進、遵守を呼びかける。

- ②運転免許更新時講習や交通安全講習の機会を通じて、自転車の関係する道路表示や道路標識、交通ルール等について周知する。
- ③地域や関係機関、ボランティア等と連携し、街頭における指導啓発活動を行う。
- ④一時不停止や信号無視、飲酒運転等の危険な違反行為について指導取締りを強化する。
- ⑤交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反行為を反復して行った運転者に対して行う自転車運転者講習制度の周知を図る。

1-(2)交通安全意識の向上

誰もが安全に道路を通行するためには、幼児から成人、高齢者に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じて、段階的に交通安全への意識を高めていく必要があります。

家庭や学校、地域や職場等、様々な学習機会を通じて、正しい知識を身に付けるための交通安全教育を推進します。（資料３８）

誰もが被害者にも加害者にもなることのない社会を目指して、一人ひとりの安全意識を高めていきます。

子ども	・ 交通ルールの知識や経験の少ない子どもたちには、発達段階に応じて、自分の安全を確保することや、交通ルールを守る必要性・重要性の啓発を行います。 ・ 特に事故者数が多い中学生・高校生に対しては、ルールやマナーを守る大切さに加えて、乗車中のスマートフォン使用、友達と話しながらの並進、無理な追い越しや飛び出し等の危険性、事故が発生した場合のリスクや影響を伝え、安全運転意識の向上を図ります。
成人	・ 運転者としての責任や命の尊さについて考える機会を提供し、交通ルールの遵守や交通マナーを実践することの重要性・必要性について再認識してもらうとともに、危険予測や危険回避のための意識と能力の向上を図ります。
高齢者	・ 加齢に伴う身体機能の変化が行動に及ぼす影響や、道路通行時のルールや注意点について理解と納得を促し、事故を未然に防ぐ安全行動の実践につなげていきます。

主な取組

- ①年代・ライフステージに応じて、道路の通行方法や自転車の正しい乗り方に関する参加・体験・実践型の交通安全教育を行う。
- ②交通ルールを守らないことや不適切な操作が交通死亡事故に至る危険性について周知を図る。
- ③県内の学校に対して、様々な機会を通じて、交通安全教室の開催を働きかける。

1-(3)交通安全に関する指導者の育成

交通安全は、地域における住民生活に密着した課題であり、地域ぐるみで取り組んでいくことが必要です。

交通ボランティア、¹²交通安全指導員及び¹³地域交通安全活動推進委員等の多くの方が、街頭活動等の交通安全活動に携わっています。（資料39）

自転車の安全教育に携わる指導者を対象とした講習会の開催により、自転車の交通安全マナーに関する正しい知識の定着、指導技術の向上を図ります。

主な取組

- ①交通安全啓発に関するボランティア等を対象とした講習会等を開催する。
- ②各学校の安全担当教職員を対象とした研修会を開催し、安全管理・安全指導を推進する。
- ③自転車指導啓発重点地区・路線等における重点的・計画的な指導啓発活動を推進する。

1-(4)ドライバー等に対する交通安全意識の啓発

誰もが安全に道路を利用するためには、歩行者、自転車、自動車がお互いに思いやり、譲り合いの心を持つことが重要です。

自転車の事故の相手方は、自動車が大半を占めています。自転車事故のない安全な社会の実現のためには、自動車ドライバーに対して、交通ルール遵守に向けた意識向上を図っていく必要があります。

路上の自動車の違法駐車は、他の自動車や歩行者・自転車の通行を阻害するほか、見通しを悪化させ、交通事故を引き起こす危険性があります。

様々な人が訪れる店舗や施設等においても、自動車利用者が路上駐車をすることのないよう、適切な規模の駐車場を整備する等の対応が望まれます。

自動車を運転する際や駐停車を行う際は、交通ルールやマナーを遵守し、自転車や歩行者の通行を意識した安全配慮に努めましょう。

¹² 交通安全指導員

児童・生徒等への交通安全教育や交通指導等を行い、地域における交通安全を推進する者。

¹³ 地域交通安全活動推進委員

地域の交通モラルを向上させ、交通安全の理解を深める諸活動のリーダーとして活動する者。

主な取組

- ①自動車ドライバーに対し、自転車が安全に車道を走行できるよう啓発を行う。
- ②自動車が自転車の横を通過する際は、1.5m以上の安全な間隔を保つ「¹⁴思いやり 1.5m運動」の普及啓発を行う。
- ③自動車の路上駐車対策として、悪質性、危険性、迷惑性の高いものに重点をおき、違法駐車取締りを推進する。

2 安全への備えを大切にしよう

万が一、自転車事故の当事者となった際、死亡や後遺症が残るリスクの軽減にヘルメットの着用が有用であるとともに、交通事故により生じた損害を補償するための保険等にあらかじめ加入していることが重要です。

また、自転車の故障や不具合が危険な事故に繋がる場合もあり、常に正しく機能するよう、点検整備を行っておくことも必要です。

一人ひとりの大切な命が事故によって奪われることがないように、万が一の事故に備えた安全意識の向上を図るための普及啓発を行っていきます。

2-(1)ヘルメット着用促進

警察庁の統計によると、自転車乗車中の死亡事故のうち約5割は頭部へ損傷を負っており、ヘルメットを着用していなかった場合の致死率は、着用していた場合と比較して1.9倍高くなっています。

命が助かった場合でも、交通事故による衝突や転倒の際、頭部に深刻なダメージを受ける恐れがあり、特に脳を損傷すると深刻な後遺症が残る可能性があるため、¹⁵SGマーク等により安全性の示されたヘルメットを正しく着用することで頭部を保護することが重要です。（資料40）

平成28年10月に制定された「¹⁶鳥取県支え愛交通安全条例」において、自転車の安全利用に関する条項が規定され、自転車利用者は乗車時にヘルメットを着用する等、安全対策に努めることとされています。

令和5年4月1日からは、道路交通法でもヘルメット着用は努力義務となりました。

¹⁴ 思いやり 1.5m運動

平成27年11月15日に愛媛県から始まった運動で、自動車等の運転者に対し、自転車の側方を通過するときは1.5メートル以上の安全な間隔を保つか、又は徐行していただくよう呼び掛けるもの。

¹⁵ SGマーク

安全性が認められた Safe Goods(安全な製品)を表し、一般財団法人製品安全協会が定めた安全基準に適合したとして認証されたことを示すマーク。万が一、SGマーク付き製品の欠陥により人身事故が発生したときは、円滑な賠償措置が講じられる。

¹⁶ 鳥取県支え愛交通安全条例

障がい者、高齢者、子ども、自転車利用者の道路の交通安全を確保し、交通事故のない鳥取県の実現を目指すため、遵守すべき事項や交通安全教育に係る県、学校等の責務を明らかにしたもの。

本県においては、交通安全教室等を通じたヘルメット着用に関する啓発活動のほか、全ての県立高等学校において、ヘルメット着用を自転車通学の許可条件にする等、様々な世代に向けたヘルメット着用の意識向上に取り組んでいます。

交通事故は誰の身にも起こる可能性がありますので、あなたとあなたの大切な人の命を守るために、日頃からヘルメットの着用を習慣づけましょう。

主な取組

- ①交通安全教室等の機会や動画等を活用して、ヘルメット着用の啓発を行う。
- ②レンタルサイクル事業者等にヘルメット購入支援を行う。
- ③高校生のヘルメット着用促進のため、普及策について生徒が自ら考え、実践する取組の推進や、率先的取組の普及拡大等を図る。
- ④特に高齢者が被害者となる交通事故の場合、死亡事故等重大事故につながるおそれが高いことから、頭部保護の重要性とヘルメットの着用について普及啓発を推進する。

2-(2)保険加入の促進

全国の自転車関連事故の統計データによると、全国の自転車対歩行者事故の件数は、近年、増加傾向にあります。歩行者との事故の場合は自転車側の過失が重く問われることとなり、高額な賠償責任を課されるケースもあります。（資料４１）

加害者の経済的負担を軽減するため、そして被害者となってしまった方を保護するためにも、自転車損害賠償責任保険が広く社会に普及することが望まれます。

「鳥取県支え愛交通安全条例」では、ヘルメット着用と同様に、自転車損害賠償責任保険等への加入についても努力義務として規定されています。

加害者の経済的負担を軽減するため、そして被害者となってしまった方を保護するためにも、自転車損害賠償責任保険に加入しましょう。

主な取組

- ①小中高校生への総合保障制度の引受保険会社及び自転車販売店等と連携し、子どもや保護者への条例周知・保険加入促進を図る。
- ②鳥取県損害保険代理業協会員と連携し、保険更新時における条例の周知を行う。

2-(3)安全点検・防犯登録の推進

自転車を安全・安心に利用するためには、定期的な安全点検が不可欠です。

自転車の点検・整備には専門の工具や知識を必要とするものもあり、自転車の組立・検査・整備を行う専門技術者である「自転車整備士」や自転車を点検・整備し、安全性を確認した自転車に「¹⁷TSマーク（傷害保険・損害賠償責任保険付）」を添付して交通安全指導を行う「¹⁸自転車安全整備士」といった専門資格があります。

大切な自転車に長く、安全に乗り続けるために、乗車前の自己点検はもちろんのこと、自分の行きつけの自転車店を見つけ、修理や定期的な自転車のメンテナンス等に積極的に活用しましょう。

また、法律に基づいて、自転車を利用する人は防犯登録を行うよう義務づけられています。盗難を防ぐため、また盗難に遭った時に発見する手がかりとするため、必ず自転車店で防犯登録を行いましょう。

主な取組

- ①交通安全教育等の機会に、自転車の安全点検及び点検の実施要領等に関する啓発を行う。
- ②修理や定期的な安全点検等ができる自転車店に関する情報発信を行う。

目標指標

内容	現況値 (令和5年)	目標値 (令和11年)
自転車に関係する交通死亡事故件数	1件	0件 ※計画期間中、0件を継続する

¹⁷ TSマーク

自転車安全整備士が点検確認した普通自転車に貼付されるもので、このマークには賠償責任保険と傷害保険等が付帯されている。

¹⁸ 自転車安全整備士

自転車安全整備技能検定に合格した人で、自転車の点検整備、安全な普通自転車であることの点検確認及び自転車の正しい乗り方等の安全指導について専門的な知識と技能を有するエンジニア。